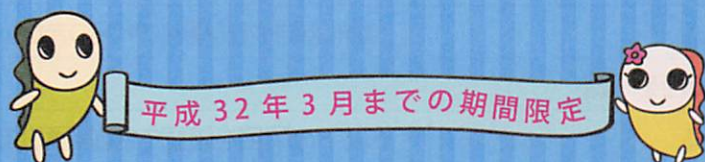


通学路・避難路に面した危険な

ブロック塀等の撤去



に助成します!!

「杉並区ブロック塀等改修工事助成制度」平成30年11月5日から受付開始

地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保を図るため、**通学路・避難路に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去**および**軽量フェンス等の新設工事**に要する費用の一部を助成します。

対象となるブロック塀等

幅員4m以上の通学路または避難路に面し、安全性の確認(※1)ができないと区が判断した、高さ(※2)80cm以上の、区内のブロック塀等

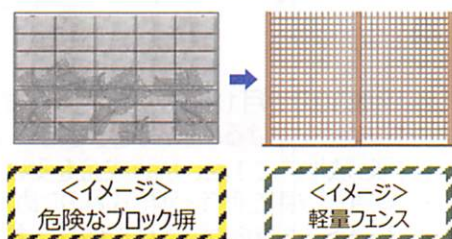
- ※1 安全性の確認項目は裏面参照
- ※2 道路の地盤面からブロック塀等の頂部までを計測

ブロック塀等とは
コンクリートブロック塀、石積塀
れんが塀、万年塀等
(塀に付随する門柱を含む)

助成対象項目

- 対象となるブロック塀等について、原則**全て撤去する工事**
(門柱だけの撤去は不可)
- ブロック塀等を撤去した範囲内で、**軽量フェンス等を新設する工事**
(軽量フェンス等に付随する高さ80cm未満のブロック等を含む)

- ※ 軽量フェンス等の新設工事のみを行う場合は、助成対象となりません。
- ※ 家の建替え等に伴いブロック塀等の撤去工事を行う場合は、助成対象となりません。



助成限度額

- ブロック塀等の撤去工事費 : **実際の工事費で区が適正と認めた額** (助成額は1,000円未満切り捨てとなります)
- 軽量フェンス等の新設工事費 : **最大50万円** (工事費の2分の1の額と1m当たり85,000円で算出した額と比べ小さい方)

その他のブロック塀等関連助成

- 狭あい道路拡幅整備助成(狭あい道路整備課) 通学路が幅員4m未満の場合、狭あい道路拡幅整備助成が優先します。
- 接道部緑化助成(みどり公園課) 道路沿いに生けがき・植え込み等を作る場合、緑化費用を助成します。

平成30年6月18日から11月4日までの間に契約・着手した工事について

平成31年2月28日までに交付申請手続きを行い、助成要件や助成対象項目等を確認できた場合は助成対象となります。

※ 平成30年11月5日以降に、杉並区への手続きを行わずに契約・着手した工事は、助成対象となりません(裏面参照)。

詳細は以下へお問い合わせください

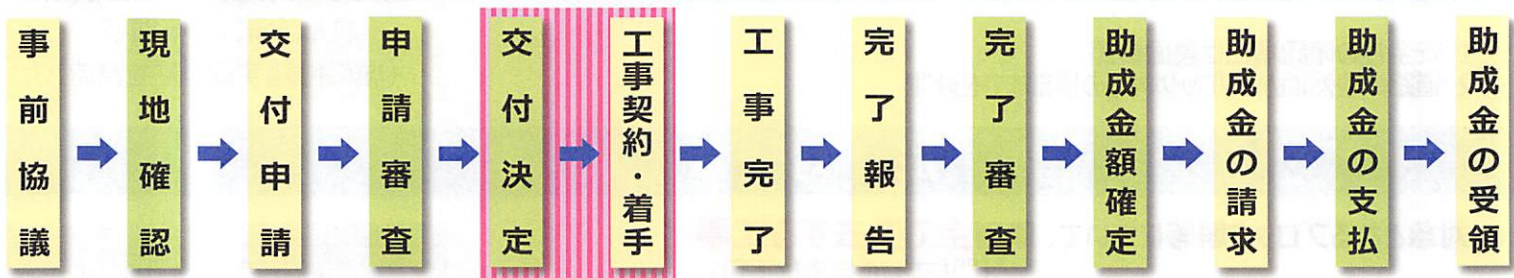
杉並区都市整備部 市街地整備課不燃化推進係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
TEL 03-3312-2111 内線 3365



ブロック塀等の安全性の確認項目

安全性の確認項目	コンクリートブロック塀の場合	れんが塀・石積塀等の場合
塀の高さ	<input type="checkbox"/> 地盤から2.2m以下である	<input type="checkbox"/> 地盤から1.2m以下である
塀の厚さ	<input type="checkbox"/> 10cm以上である 【塀の高さが2m超2.2m以下の場合】15cm以上である	<input type="checkbox"/> 塀の高さの1/10以上である
控え壁	<input type="checkbox"/> 【塀の高さが1.2m超の場合のみ】塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある	<input type="checkbox"/> 塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある
基礎	<input type="checkbox"/> コンクリートの基礎がある	<input type="checkbox"/> コンクリートの基礎がある
塀の健全性	<input type="checkbox"/> 塀に傾きやひび割れやぐらつきがない	<input type="checkbox"/> 塀に傾きやひび割れやぐらつきがない
上記の確認項目全てにおいて基準を満たす場合のみ、以下の項目を確認		
鉄筋 基礎の根入れ深さ	<input type="checkbox"/> 以下の項目を確認できる図面がある	<input type="checkbox"/> 以下の項目を確認できる図面がある
	図面がある場合のみ、以下の項目を確認	
	<input type="checkbox"/> 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされている	
	<input type="checkbox"/> 【塀の高さが1.2m超の場合のみ】基礎の根入れ深さが30cm以上である	<input type="checkbox"/> 基礎の根入れ深さが20cm以上である

基本的な手続きの流れ



- ※ 平成30年6月18日から11月4日までの間に工事契約・着手したものを除き、**助成金の交付決定前に工事契約・着手した場合は助成金を受けることができません。**（工事契約・着手後の申請はできません）
- ※ 同じ敷地内で1回しか助成金を受けることができません。（撤去工事を複数回に分けたり、撤去費と新設費を分けて申請はできません）
- ※ 早急な改善を促す時限措置のため、平成32年（2020年）2月末までに工事完了報告ができるものに限ります。
- ※ 手続きには時間がかかりますので、お早めにご相談ください。

手続きに必要な書類

事前協議時	交付申請時	交付決定内容に変更が生じた時
<input type="checkbox"/> 事前協議書（第1号様式） <input type="checkbox"/> 付近見取り図 <input type="checkbox"/> 安全性チェックリスト	<input type="checkbox"/> 交付申請書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 委任状 ※ 書類提出を委任する場合 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の写真 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去図 ※ 配置・平面図、立面図等 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の所有者であることが分かる書類 <input type="checkbox"/> 塀の存する土地の所有者であることが分かる書類 <input type="checkbox"/> 承諾書（塀・土地） ※ 所有者が複数の場合など <input type="checkbox"/> 公図（写） <input type="checkbox"/> 見積書・申請額内訳書 <input type="checkbox"/> 住民税納税証明書 ※ 滞納がないもの 【軽量フェンス等を新設する場合】 <input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の新設計画図 ※ 配置・平面図、立面図等 必要に応じて断面詳細図（基礎形状・配筋仕様等） 【H30.6.18から11.4までに契約・着手した場合】 <input type="checkbox"/> 工事の契約書（写）	<input type="checkbox"/> 内容変更承認申請書（第4号様式） ※ 変更が無い場合は提出不要 完了報告時 <input type="checkbox"/> 工事完了報告書（第6号様式） <input type="checkbox"/> 撤去・新設工事の契約書（写） <input type="checkbox"/> 工事の支払いを証する書類（写） ※ 領収書など <input type="checkbox"/> 撤去工事中の写真 <input type="checkbox"/> 撤去後の写真 ※ 基礎の撤去まで写ったもの <input type="checkbox"/> 新設工事中の写真 ※ 配筋等が写ったもの <input type="checkbox"/> 新設工事完了後の写真 交付請求時 <input type="checkbox"/> 交付請求書（第8号様式）

